

# ネット選挙って何？

i P a dで日本初のネット選挙を体験してみませんか？

初心者の方にはNPOの情報ボランティアが操作のお手伝いをします。  
端末に限りがあるので、混雑の際は、パソコンやスマートフォンも使います。

期 日 2013年7月18日（木曜日）

午前11時 — 午後2時

※ご都合の良いときに、おこしください。所要時間は30分くらいです

場 所 COS下北沢 ホール

内 容 参議院選挙のネット情報閲覧

参加費 500円 飲み物(コーヒー or ジュース)付き

※COS下北沢 グループ菜のランチ600円もご用意出来ます

**これらの禁止行為は処罰の対象となります！**  
選挙運動の方法等に関する規制(例)

<b>有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！</b> 電子メールを使って選挙運動用の文章を送信できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者や政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。	<b>未成年の選挙運動は禁止されています！</b> 年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を始め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第127条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。
<b>HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！</b> 選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文章印刷をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。	<b>選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！</b> インターネット選挙運動が開始した後も、選挙運動は、公示(告示)日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。

**次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。**

(注)公職選挙法改正法施行日(平成25年5月26日)以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以降に、公示告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。  
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。  
・未成年者等は選挙運動をすることができません。

出典 総務省のホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000225](http://www.soumu.go.jp/main_content/000225)

主 催 NPO法人ブロードバンドスクール協会  
共 催 NPO法人コスファ内まちづくり広場ザフーズ

連絡先 NPO法人コスファ  
電話&ファックス 03-3481-5340  
e-mail [info@npocosfa.com](mailto:info@npocosfa.com)

協力 ソフトバンクモバイル(株)

**COS下北沢はこちらです**

**世田谷区北沢 2-39-6**

京王井の頭線「下北沢駅」西口から徒歩4分  
小田急線「下北沢駅」北口から徒歩5分

